

第8部

弁護士会の機構と 運営をめぐる現状と展望

第1章 政策実現のための日弁連・弁護士会の組織改革

第1 司法改革の推進と弁護士改革実現のための方策

法曹人口増員や裁判員裁判の実施など、司法改革が具体的に実施される中、日弁連の司法改革運動は一応の到達点に達したといえる。しかしながら、司法制度改革審議会意見書の提言を踏まえて、市民のための法による正義を実現するため、さらなる司法の改革を実現していくべきであり、そのためには弁護士会が果たすべき役割が重要である。

2002（平成14）年3月19日に閣議決定された司法制度改革推進計画においては、「日弁連に対し、司法制度改革の実現のため必要な取組を行うことを期待する」と明記され、弁護士会への期待感が表明された。司法制度改革推進法にも日弁連の「責務」が謳われたことは、司法改革を実現するための弁護士会の役割の重要性が社会的にも明確に認知されたことを端的に示しており、その役割を今後も担い続けるために、弁護士会のあり方の抜本的改革を模索し続ける必要がある。

このような観点からみた場合、弁護士会に求められている主な課題は、以下の点に集約される。

- ① 中・長期的展望に基づいた総合的政策の形成
- ② 当該政策を具体的に実施するための実施体制の整備
- ③ 上記の取組みの基盤となる適切な会内合意の形成と会員への情報提供体制の整備

以下で、これらの課題についての具体的内容と実現のための体制づくりを提言する（なお、以下の各論点は、相互に密接な関連性を有するものであり、各論点についての提言には、一部重複するものもある。）。

1 中・長期的展望をもった総合的司法政策の形成

(1) 総合的司法政策の必要

従来の弁護士会の司法制度問題をめぐる活動は、厳しい言い方をするならば、問題に直面するまでは取組みを先送りし、直面したら当面の対応に追われ、当面の問題が落ち着いたら取組みが急速に停滞するという弱点を構造的に抱えてきた。これには様々な要因が考えられるが、第1に弁護士数が、41,069人（2019〔令

和1〕年9月1日現在）に急増している中、弁護士会内で民主的手続を経て会内合意を図る必要があるということや弁護士間の競争が激しくなり経済的余裕が無くなりつつあること、第2に弁護士が日々の事件活動に従事しつつ弁護士会活動に取り組まなくてはならないこと、第3に弁護士会の役員の任期が1年間であり長期的計画を立案検討しにくい環境であることが挙げられる。

総合的司法政策に関連して弁護士会の意見表明の是非及び限界については様々な意見がある。一つには、強制加入団体である弁護士会が立法・司法政策に関わる意見表明をすべきではないという意見があり、これは米国のケラー判決を参考にしていると推察することができる。

しかしながら、第1に従前から弁護士会が果たしてきた人権擁護活動の灯を消すべきではないこと、第2に弁護士会は弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し「弁護士の事務の改善進歩を図るため」、弁護士の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的としており（弁護士法31条1項）、その使命は基本的人権の擁護と社会正義の実現であり（弁護士法1条1項）、その職務は法律事務を行うことであり（弁護士法3条1項）、およそ市民の権利に関係があるという限りにおいて意見表明ができることを法も予定していると解されること（弁護士は法律制度の改善に努力しなければならない〔弁護士法1条2項〕、弁護士の団体である弁護士会も同様であることも根拠になる）、第3に多様な意見があることや個々の弁護士の意見とは異なる次元であることを前提として、会内合意を経た意見表明であれば一定の限界はあるものの強制加入団体であることと矛盾しないということが出来る。

ここでいう「会内合意」についてであるが、社会的弱者や少数者を保護する人権擁護機能を持つ弁護士会が会内の少数者の意見を尊重できなくなれば、弁護士会が人権擁護機能を有すること自体に疑問が呈されることになる。そこで、弁護士会における会内合意は多様な意見を前提とした熟慮されたものでなければな

らない。

そして、弁護士会は社会正義の実現と人権擁護のために、より良い司法の実現を目指すべきであって、中・長期的展望に基づいた総合的な司法政策を確立する必要があるというべきであり、そのための方策が取られるべきである。

従前においても、司法制度改革の課題に取り組む中で、弁護士会で各個別課題を司法全体のあり方との有機的関連の中に自覚的に位置づけながら、総合的な司法政策の形成を図る努力がなされてきた。2002（平成14）年3月19日、前記閣議決定と日をつなげて日弁連が公表した「日本弁護士連合会司法制度改革推進計画—さらに身近で信頼される弁護士をめざして—」は、あくまで司法制度改革推進本部の立法作業を射程に置いたものと言わざるを得ないが、弁護士会としての総合的な司法政策の形成への取組などの内容を明らかにしている。2008（平成20）年には、日弁連内に立法対策センターと立法対策室が設置され、立法企画、情報収集、立法のための運動などを行う体制ができたこともその対応の一例といえる。

(2) 継続的な調査研究

委員会活動を基盤としてきたこれまでの弁護士会活動のあり方は、多くの弁護士を弁護士会活動に吸収し、幅広い活動を展開するために積極的な意義を有してきた。しかし、1年間を区切りとしたその活動形態と任期制は、継続的な調査研究に不向きな一面を有していることも否定できない。

中・長期的展望に立った政策と運動論の形成のためには、継続的な調査研究活動を支える体制づくりが重要である。そのためには以下のような点が検討、実施される必要がある。

① 日弁連は2001（平成13）年8月、司法制度改革担当嘱託の制度を発展させる形で、常勤の弁護士と若手研究者などによって構成される司法改革調査室を創設した。同調査室が司法制度改革の制度作りに果たした役割は大きい。これを好例として、日弁連の弁護士嘱託制度を効率的に運用し、日弁連が必要不可欠と考える専門分野の深耕をしていく必要がある。

また、日弁連のみならず、東弁をはじめとした各単位会においても同様の形での調査研究部門の強化及び効率的運用を検討する必要がある。

② 複数年にわたる活動計画を前提とした委員会活動

を実施するとともに、委員会の下での研究会活動を活性化させるなどの方法によって、多くの弁護士が委員会に参加できるようにすると共に委員会の自主的な調査研究活動を充実させる。

③ 法務研究財団における調査研究活動を活性化させ、その成果を弁護士会の活動に活かしていくべきである。

④ 司法制度の検討に際して、比較の対象となる諸外国（米英独仏等など）について、日弁連国際室または司法調査室を軸に、現地在住あるいは留学中の弁護士に対して嘱託弁護士の形式で協力を要請するなどして、当該国の司法制度などについての資料収集、調査、調査団派遣の際の諸手配などを迅速かつ継続的に実施するシステムを確立する。

(3) 政策スタッフの充実強化と政策プログラムの策定

中・長期を展望しつつ現下の情勢に対応できる政策と運動論を、現在の社会情勢の中で適切に形成し、実行に移していくためには、委員会（推進本部、センター等を含む。）活動が基本であり、その充実を図りつつも、弁護士会の政策立案部門の充実強化を体制的にも図っていく必要がある。そのためには以下のようない点が検討、実施される必要がある。

① 政策立案及び執行部門について、室長を軸として組織の強化及び効率的運用に努めること。現在、日弁連には、調査室、広報室、国際室、司法調査室、人権救済調査室、研修・業務支援室、日本司法支援センター対応室といった組織を設けて、弁護士嘱託を中心として専門的な政策立案・実施事務局などの役割を果たしており、それらの部門の更なる強化及び効率的運用が求められる。

また、日弁連のみならず、東弁においても同様の形での政策立案部門の強化及び効率的運用を検討する。

② 委員会において、それぞれの分野の学者、有識者との関係を幅広く、継続的なものとし、日弁連及び各単位会において弁護士会活動を支える緩やかなシンクタンクの形成を展望すべきである。

③ 法務研究財団の研究活動と弁護士会の政策形成とが結びつくよう、同財団との連携を緊密にとっていくべきである。

2 会員への迅速かつ正確な情報提供の確保

第1に強制加入団体である弁護士会内において会内合意を形成するという会内民主主義の観点から、第2に弁護士会執行部と殊に会派に関係していない弁護士との距離は決して近いとは言えず、これらの弁護士が弁護士会に対して意見を申し立てたり弁護士会の意見を知ったりする機会は少ないことから、弁護士会と会員との迅速な双方向的情報伝達システムの確立が必要である。それだけでなく、情報を最も正確且つ迅速に入手する立場にある日弁連執行部及び東弁執行部が、弁護士会自身の情報を含む各種情報を会員に適切に提供することが不可欠である。そこで、次の課題が検討される必要がある。

- ① 日弁連執行部及び東弁執行部から会員に対する適切な情報の提供。なお、その際には、情報の正確性、情報伝達の迅速性ととも、当該情報の重要性、必要とされる会内合意形成の緊急性、会内合意に向けての具体的プロセスに対する正確な情報の提供が不可欠である。
- ② 弁護士会から各会員への情報伝達と会員から弁護士会への意見申立のためのホームページ、Eメールを積極的に活用する。
- ③ いわゆるキャラバン方式の積極的な活用によって、全国各地への最先端の情報の伝達と、これに基づく意見交換の場を各地で頻繁に持つていく。
- ④ 弁護士会又は弁護士会会長として意見表明をする場合には、会員である弁護士に対して、意見表明の内容及びそれが必要な理由などを様々な機会に説明して個々の弁護士の理解を深めるようすべきである。

3 市民との連携と世論の形成

(1) 市民との信頼関係の強化

法曹人口増加、裁判員、日本司法支援センターなど、司法改革課題の多くは市民生活に密接に関わるものであり、市民の理解と協力なくしてはその成果を上げることはできない。また、弁護士会の活動の公益性に鑑み、弁護士会運営の透明性を確保し、市民に対する説明責任を実行することは、弁護士や弁護士会にとって非常に重要である。

そこで、東京弁護士会では、かねてより東京弁護士会市民会議や市民交流会（旧市民モニター制度）など、弁護士・弁護士会のあり方について市民の意見を取り

入れる場を設けており、日弁連も有識者による市民会議を定期的に行うなど、司法改革に取り組む市民団体との交流を継続的に行っている。

このように、弁護士・弁護士会の側から、積極的に市民の意見を求め、市民感覚の共有に努めることは、弁護士・弁護士会が市民との信頼関係を強化する上でも重要となる。そのためには、従来の活動に加え、以下の点が検討されるべきである。

- ① 各種課題に取り組む市民団体と定期的な懇談の場を持つことなどを通じて、継続的な連携を持つこと。また、個別に各種課題に精通した市民委員に継続的に意見を求めること。
- ② 弁護士会は司法を支える重要な役割を担っている公的団体であることを自覚して、市民への弁護士会自身の情報公開と透明性の確保が重要であることを認識し、その具体的なあり方などを検討すべきである。
- ③ 市民向け広報の充実
弁護士・弁護士会の主張・活動を市民に「理解・共感」してもらうためには、テレビ・新聞・インターネットその他多様な媒体を活用した市民向け広報を継続的に実施していくことが不可欠である。具体的には、
 - i マスコミなどからの取材窓口を一本化し、様々な場面で予め策定した広報マニュアルに基づき迅速な対応を取れるようにしておくこと。
 - ii 意見書発表の際にコンパクトな説明要旨をつけるなど、分かりやすく、かつ市民の求めに応じたタイムリーなプレスリリースを心がけること。
 - iii 市民向けの重要な広報ツールであるホームページを、「市民が求める情報は何か」という視点からさらに充実させること。
 - iv 政策実現のための行事や各種イベントなどの広報についても、各部署や委員会毎に行うだけでなく、広報担当窓口で統一的に戦略を立てて企画、推進していくこと。
 - v 東京弁護士会では2011（平成23）年7月、ツイッターの活用を開始したが、今後もソーシャルネットワークなど、新たな広報媒体についても常に情報を収集しながら適宜活用していくこと。

(2) 世論形成のための迅速・的確な行動

司法改革の課題を具体的に実現するためには、弁護

士会の政策を支持する世論を形成することが不可欠である。そのためには市民及び市民団体のみならず、マスコミ関係者、学識経験者、国会議員などに対する効果的な働きかけが必要であり、具体的には以下の点が検討、実施されるべきである。

- ① 市民・市民団体に対する働きかけについては、上記「市民との信頼関係の強化」で挙げた方策を通じ、弁護士会の政策に対する理解を得ていくこと。とりわけ、問題となっている課題に関係している市民団体に対する働きかけを当該課題との関係では重視すること。また、裁判傍聴運動に取り組む市民団体への働きかけを重視すること。
- ② マスコミ関係者については、日弁連のみならず各単位会において定期的な懇談会を実施し、その時々、の弁護士会が取り組む課題について意見を聴取するとともに、理解を得ていくこと。また、懇談会の成果について日弁連に迅速に情報を集約するシステムを確立すること。
- ③ 司法改革調査室における協力研究者方式、法科大学院センターカリキュラム部会における協力研究者方式の実績などを参考にしつつ、司法改革に関心の深い学者、有識者との関係を幅広く、継続的なものとして位置付け、日弁連及び各単位会において弁護士会活動を支えるネットワークや、緩やかなシンクタンクの形成を展望すること。その上で、具体的な課題については、これらのメンバーを中心に理解を求めていくこと。
- ④ これらの市民・市民団体、マスコミ関係者及び学識経験者に対し、インターネットや各種刊行物によって、弁護士会の情報が迅速かつ継続的に伝達されるシステムを確立すること。

4 立法、行政機関等への働きかけ

日弁連は、司法制度改革の立法作業に主体的に関わる中で、制度改革の実現にとって重要なことは、意見の正しさだけではないことを多くの場面で経験してきた。「検討会でのプレゼンテーションに全力をあげるだけでなく、検討会委員との個別意見交換、顧問会議メンバーへの要請、各政党・国会議員・関係官庁などへの働きかけ、国民運動を同時並行的にかつ強力に進めることがきわめて重要であり、成果をかちとる力となることを実感」（日弁連新聞第344号）した。

国会審議の場において、廃案となった弁護士報酬敗訴者負担法案と維持できなかった司法修習生への給費制の帰趨を分けたのが、マスコミ論調の共感を得られたか、国民を説得する理と言葉を持っていたかにあったこと（日弁連新聞第371号）を想起すると、これらの活動が功を奏するためには、世論、とりわけマスコミ関係者（記者、論説・解説委員など）の理解が不可欠であり、そのための活動がいかに大切であるかは論を俟たない。

日弁連が得たものは、これらの経験にとどまらない。日弁連は、司法制度改革に主体的に関わる中で、国民、市民の中で、国会、政党、各省庁との関係でも、存在感を有する団体としての確固たる地位を占めるに至った。これは、緊張感を持った協同作業をともに担ってきた実績に基づいたものである。この実績に裏打ちされた存在感を、国民から真に期待され信頼を寄せられるものとするのが、司法制度改革が実行の時代に移り、さらには、皆で改革を担う持続可能な新しい時代を作っていくべき現在における日弁連の大きな課題である。その一つは、司法制度改革の成果を国民が実感できるよう、日弁連がその責務を果たすことであることは言うまでもないが、もう一つは、国民が司法制度改革の成果を実感する中で益々期待と存在感が高まるであろう日弁連が、それに相応しい取組みをすることである。

そのためには、これまで取り組んでいることも含めて、以下のような施策の実行が求められる。

- ① 国の施策全般に及ぶ日弁連の活動に的確に対応するために、法務省・最高裁にとどまることなく、内閣、省庁、政党、経済団体、労働組合、消費者団体、市民団体、隣接法律専門職者などの公開情報（ホームページ、機関誌など）を収集し、必要な情報を整理分析の上、関係セクションに適宜提供するには、長期的総合的な戦略的対応を可能とする組織が必要である。2016（平成28）年に司法改革調査室、法曹養成対策室、情報統計室、立法対策室を統合して司法調査室が設置され、司法調査室にこれらの機能が期待されるが、今後もその維持拡充に努めるべきである。
- ② 政策形成過程に的確に日弁連意見を反映させるため、適宜に会内の意見形成が出来る体制を構築するとともに、必要な人材を、責任を持って送り込める

ようにし、各種課題について日弁連の意見を聴きたいという状況を作り出し、政党、省庁などの組織と緊張感を持った協同作業のパートナーとしての位置づけを獲得すべきである。

- ③ 政策形成過程に関与する経済団体、労働組合、消費者団体、市民団体、隣接法律専門職者や世論形成の中心を担うマスコミ関係者（記者、論説・解説委員など）との日常的な交流、意見交換を積極的に推進すべきである。

- ④ 1959（昭和34）年の創立から70年弱が経ち存在感を増している日本弁護士政治連盟の活動をより強固なものとするため、支部の全国設置、組織率のより一層の強化を図るべきである。

第2 日弁連の財務について

1 はじめに

日弁連の財務に関する資料については、毎年、会員に定期総会の議案書別冊として決算報告書及び予算案（直近では第71回定期総会の議案書別冊である「令和元年度決算報告書」及び「令和2年度予算案」）が送付されている。また、日弁連のHPにある会員専用ページ内の「日弁連情報」「予算・決算情報」に「2001（平成13）年度決算・2002（平成14）年度予算書」以降の収支計算書が掲載されている。

本稿では、これらの予算及び決算に関する資料を基に、日弁連の財務状況及び課題について、ポイントを指摘する。

2 一般会計の状況

日弁連の2019（令和元年）年度決算によると、2019年度の収入合計は59億0,398万円であり、2018（平成30）年度決算の収入合計は57億3,958万円から1億6,437万円増加した。他方、2019年度の支出合計は、73億1,270万円（ただし、いわゆる「谷間世代」会員に対する給付金支給のための繰入支出20億円を含んでいる。）であり、2018年度決算の支出合計54億3,200万円から18億8,070万円増加した（なお、2019年度の支出からいわゆる「谷間世代」会員に対する給付金支給のための繰入支出20億円を控除すると、2018年度と比較して支出は1億1,930万円減少している）。この結果、2019年度決算における当期収支差額は14億0,872万円の赤字となり、次期繰越金は33億0,310万円となっている。ただし、当期収支差額において、いわゆる「谷間世代」会員に対する給付金支給のための繰入支出を控除して算出すると、実質的な当期収支差額は5億9,128万円の黒字であり、2018年度決算における当期

収支差額は3億0,758万円の黒字であったので、2019年度の実質的な単年度黒字額は2億8,370万円程度増加したと捉えることができる。

(1) 収入

事業活動収入の大部分を占める会費収入は、予算を4,877万円上回り、56億3,797万円（2018年度決算57億3,958万円）であった。これは、収入合計59億0,398万円の約95.5%に相当する。

他方、事業収入（出版物収入、広告料収入、研修受講料収入等）は合計5,180万円（2018年度決算5,124万円）であり、収入合計59億0,398万円の約0.9%にとどまっている。

現在の会費は会則第95条第1項により月額12,400円、司法修習生の修習を終えて弁護士である会員になった者であって、修習を終えてから2年を経過しないものの会費は月額6,200円（同条第2項）となっているが、2019（平成31）年3月1日に開催された臨時総会の議案書に記載されていた会費シミュレーション（過去10年間の支出平均伸び率で支出を算出したもの）では、育児免除期間を延長した場合に2021年度には単年度赤字となっており、今後の支出がシミュレーションどおり支出が増加した場合には会費値上げの問題が浮上する可能性はある。

(2) 支出

支出の項目は多岐にわたるが、2019年度において会議費は2億7,990万円（2018年度予算2億7,470万円）の予算に対し、2億1,006万円（2018年度決算2億2,813万円）の決算となり、6,983万円（2018年度決算4,656万円）の予算残となった。

同様に、委員会費は10億8,565万円（2018年度予算10億9,025万円）の予算に対し、9億2,718万円（2018年

度決算9億5,372万円)の決算となり、1億5,846万円(2018年度決算1億3,652万円)の予算残となった。なお、委員会支出については12委員会で支出超過があり、科目内流用で対処している。

事業費は、11億5,748万円(2018年度予算11億6,840万円)の予算に対し、人権大会費支出、司法シンポジウム支出、会長選挙執行費支出及び性別による差別的取扱いに関する相談事業費支出の4科目が支出超過となったが、全体としては9億6,225万円(2018年度決算9億5,327万円)の決算となり、1億9,522万円(2018年度決算2億1,512万円)の予算残となった。

事務費は、25億9,032万円(2018年度予算25億6,460万円)の予算に対し、23億2,564万円(2018年度決算23億9,028万円)の決算となり、2億6,467万円(2018年度決算1億7,431万円)の予算残となった。

また、予算では予備費を1億円(2018年度予算1億4,500円)計上していたが、支出はなかった。

以上、決算における支出合計は73億1,270万円(2018年度決算54億3,200万円)で、予算における支出合計81億0,355万円(2018年度予算61億5,805万円)を7億9,085万円(2018年度決算7億2,605万円)下回った。

なお、2019年度の支出については、2020年2月以降に新型コロナウイルスの拡大防止のための活動自粛により委員会や行事が中止となったことの影響があるものと考えられる。

(3) 次期繰越収支差額

前述したとおり、2019年度決算における当期収支差額は14億0,872万円の赤字となり、次期繰越収支差額は2018年度の47億1,183万円から33億0,310万円に減少となった。ただし、これは、いわゆる「谷間世代」会員に対する給付金支給のために20億円を一般会計から日弁連重要課題特別会計に支出したためである。2019年度予算案における次期繰越収支差額は24億5,838万円であったところ、2019年度決算における次期繰越収支差額は33億0310万円であり、差額は8億4,472万円となっている。

3 特別会計の状況

以下、主な特別会計の状況について指摘する。なお、比較可能性の見地から、昨年度と同じ特別会計を取り上げる他、2020年4月1日に廃止となった保険事務特別会計を追加する。

(1) 会館特別会計

2019年度決算における収入は、事業活動収入について一般会計からの繰入金(会則に基づき月額800円)が3億7,225万円(2018年度決算3億6,272万円)、テナントなどの運営諸収入が2,477万円(2018年度決算2,432万円)及び利息収入が103万円(2018年度決算126万円)、合計3億9,806万円(2018年度決算3億8,831万円)、収入合計は5億9,241万円(2018年度決算3億8,831万円)となっている。これに対し、支出合計は18億3,622万円(2018年度決算5億4,801万円)であり、2019年度の収支差額は12億4,381万円(2018年度決算1億5,971万円)の赤字となっている。2019年度に大幅な赤字となったのは、投資活動支出に長期性預金預入支出が新設され、定期預金13億円を流動資産から固定資産に振り替えたためである。これにより、今後は、貸借対照表などで確認しないと会館特別会計については実態が把握しにくくなった。

なお、会館特別会計については、2019年12月6日開催の臨時総会において、一般会計からの繰入金について、2020年4月1日から会員一人当たり700円に減額されることとなった。

(2) 災害復興支援基金特別会計

日弁連は、東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部を設置して被災者の支援及び被災地の復興支援に取り組んでいる。2019年度決算における事業活動収入は寄付金収入が894万円あった(なお、2018年度は寄付金収入が1279万円、2017年度は利息収入のみ、2016年度は熊本地震の発生を受けて義捐金を募ったため寄付金収入が963万円あった。)

事業活動支出は合計1,993万円(2018年度決算2,039万円)で、その内訳は、会議旅費、被災地等への出張旅費等116万円、通信費・印刷費等120万円及び被災地弁護士会等への補助金1,756万円となっている。単年度収支は1,090万円(2018年度決算751万円)の赤字、次期繰越収支額は6,744万円(2018年度決算7,835万円)となった。

なお、2020年度予算においては、保険事務特別会計と事務職員能力認定試験・研修事業特別会計が2020年4月1日に廃止されたことを受け、両会計の次期繰越収支差額合計3億8,697万円のうち1億8,000万円が災害復興支援基金特別会計に繰り入れられた。

(3) 法律援助基金会計

法律援助基金会計は、日本司法支援センターに対する委託業務に関する収支などを管理する特別会計である。2019年度決算における収入は、月額900円の特別会費収入が4億1,917万円（2018年度決算4億0,818万円）、贖罪寄附金などの寄附金収入が6,301万円（2018年度決算7,192万円）、一般会計からの繰入金が1億円（2018年度1億1,000万円）などの合計5億8219万円（2018年度決算5億9,010万円）となっている。

支出は、委託事業費などで合計4億2,261万円（2018年度決算5億9,414万円）であり、単年度収支は2,521万円の黒字（2018年度決算403万円の赤字）で、次期繰越収支差額は9億3,118万円（2018年度決算9億0,596万円）となっている。

なお、法律援助基金特別会計における特別会費については、2017（平成29）年6月1日以降月額1,100円から900円に減額されたが、次期繰越収支差額が9億円以上あることから、2019年度、特別会費の見直しが検討された結果、2019年12月6日開催の臨時総会において、900円が維持され徴収期間が延長された。

また、2020年度予算においては、難民認定法律援助基金会計が2020年4月1日に廃止されたことを受け、同会計の次期繰越収支差額2億3,448万円が法律援助基金特別会計に繰り入れられた。

(4) 少年・刑事財政基金会計

2019年度決算における収入は、月額1,900円の特別会費収入が8億8,478万円（2018年度決算9億6,523万円）である。これに対して支出は、初回接見費・初回接見費通訳費・刑事被疑者弁護援助委託事業費、少年保護事件付添援助委託事業費など合計4億3,129万円（2018年度決算6億5,169万円）であった。この結果、単年度収支は4億5,349万円（2018年度決算3億1,354万円）の黒字であり、次期繰越収支差額は15億1,988万円（2018年度決算10億6,639万円）に増額した。

なお、少年・刑事財政基金会計の特別会費は、2018（平成30）年6月1日以降月額3,300円から1,900円に減額されたが、2018年度決算において単年度収支が3億1,354万円の黒字となり、次期繰越収支差額が10億6,639万円となっていることから、2019年12月6日開催の臨時総会において、特別会費が2020年6月1日から1,600円に減額されることとなった。

(5) 日弁連ひまわり基金会計

日弁連ひまわり基金会計における弁護士過疎・偏在対策のための特別会費は、2016（平成28）年3月で月額会費600円の徴収が終了し、2016（平成28）年度からは、会員1人当たり月額500円相当を一般会計から繰り入れてきたが、2019（令和元）年度予算からは2億円の定額となった。2019年度決算における収入は、事業活動収入が一般会計からの繰入金2億円（2018年度決算2億2,300万円）を含めて合計2億0,499万円（2018年度決算2億3,136万円）、投資活動収入が6,068万円（2018年度決算5,584万円）、合計2億6,567万円（2018年度決算2億8,720万円）、支出は、事業活動支出が公設事務所維持費支出、法律相談センター維持費支出、養成支援活動費支出などの合計2億0,499万円（2018年度決算2億0899万円）、投資活動支出3億7,875万円（2018年度決算1,780万円）、合計5億8,374万円（2018年度決算2億2,679万円）であった。単年度収支は2億4,458万円（2018年度決算6,042万円）の赤字、次期繰越収支差額は10億5,639万円（2018年度決算13億0,097万円）となっている。ただし、2019年度に大幅な赤字となったのは、会館特別会計と同様に、投資活動支出に長期性預金預入支出が新設され、定期預金3億円を流動資産から固定資産に振り替えたためであり、この分を考慮すると、実質的な次期繰越収支差額は13億5,639万円となり、5,542万円の黒字と評価できる。

また、日弁連ひまわり基金会計については、現在、日弁連において、「新人弁護士等要請事務所養成支援補助金について弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則の特例を定める規則」を改正し、これまで公設事務所弁護士となる旨を約している新人弁護士を雇用した都市型公設事務所に対して、補助金を1人あたり300万円としていたものを、1年目は月額40万円（年間480万円）、2年目は月額20万円（年間240万円）の合計720万円とし、更に対象となる養成事務所を養成実績のある一般養成事務所にも拡大することを検討しており、関連委員会に意見照会がなされている。これが実施された場合、試算では、現在の年間の養成費2,000万円強から年間8,640万円に増額となるが、日弁連としては、当面の間は日弁連ひまわり基金を取り崩すことによって対応することを予定している。公設事務所制度は日弁連における重要な政策ではあるが、今回の改正案は養成人数の制限がなく、支出の上限が定められていな

いことから会員への負担増となる可能性がある。日弁連ひまわり基金会計は、公設事務所関連事業、法律相談センター関連事業及び偏在解消事業に関するものであるところ、上記改正をするのであれば、法律相談センターに関する支出削減を図るなど、日弁連ひまわり基金会計全体の見直しを検討すべきである。

(6) 保険事務特別会計

保険事務特別会計の2019年度決算における収入は、事務手数料収入の7,289万円（2018年度決算7,998万円）を含めて合計7,299万円（2018年度決算8,008万円）であった。これに対して支出は1億7,084万円（2018年度決算6,905万円）であり、単年度収支は9,785万円（2018年度決算1,103万円）の赤字、次期繰越収支差額は3億7,466万円（2018年度決算4億7,251万円）となっている。なお、2019年度に大幅な赤字となったのは、会館特別会計と同様に、投資活動支出に長期性預金預入支出が新設され、定期預金1億円を流動資産から固定資産に振り替えたためである。

また、この保険事務特別会計については、2020年4月1日に廃止となり、次期繰越収支差額は一般会計に繰り入れられている。2020年度予算において一般会計に繰り入れられた次期繰越収支差額については、同じく一般会計に繰り入れられた事務職員能力認定試験・研修事業特別会計の次期繰越収支差額1231万円とともに、一部は一般会計事業活動支出の事業費支出「COVID-19対策関連事業費支出」に、一部は(2)で記載したとおり、災害復興支援基金特別会計に繰り入れられている。

4 日弁連の財務における課題について

(1) 日弁連財務全般について

上記のように、2019年度決算において、いわゆる「谷間世代」会員に対する給付金支給のための繰入支出を除いた一般会計の実質的な収支は5億9,128万円の黒字であり、一般会計及び特別会計を合わせた正味財産増減計算書総括表における正味財産期末残高は174億2,816万円となっており、2018年度決算における正味財産増減計算書総括における正味財産期末残高169億5,708万円から4億7,108万円増額となっている。また、2019年度決算における一般会計の事業費は前年比100.9%であり、ほぼ横ばいとなっている。更に、2で述べたとおり、2019年度の支出合計は、いわゆる「谷

間世代」会員に対する給付金支給のための繰入支出20億円を除くと53億1,270万円、2018年度決算の支出合計54億3,200万円から1億1,930万円減少している。

一方で、2020年度予算における一般会計の事業活動支出計といわれる「谷間世代」会員に対する給付金支給のために20億円を特別会計に支出する分を除いた2019年度予算とを比較した場合、事業活動支出計は前年比112.9%となり、2019年度において同様に比較した場合の前年比99.8%と比較すると、事業活動支出予算の増大を抑え切れていないとも考えられるが、2020年度予算には、3つの特別会計の廃止に伴い各特別会計の次期繰越収支差額が、一旦、一般会計に繰り入れられ、一般会計から他会計への繰入支出として計上されていること、消費税増税の影響があること、そして、新型コロナウイルス対策に関する予算が必要となった点を考慮する必要がある。これらの点を考慮すると、2020年度予算における事業活動支出計は実質的には60億7,541万円となり、前年比101.5%とほぼ横ばいと見ることができる。

これらのことからすると、総じて、日弁連の財務は健全に運営されていると評価できる。

そして、2019年12月6日開催の臨時総会において、前日弁連会長から、職員のストレスチェックの結果からすると、現在の日弁連の規模がピークであるという趣旨の発言があり、現在の会館における現在の職員数でこなせる業務量が限界に近づいていると考えられることなどから、今後は、事業活動支出の抑制を継続し（この点、一般会計の事業費支出においては「弁護士会シンポジウム等開催補助金支出」「小規模弁護士会助成費支出」「弁護士会支援費支出」など同じような支出項目があるので早急に見直しをすべきである。また、委員会費内訳において、2期連続して予算超過している委員会について委員会費の執行の管理を徹底すべきである。）、新たな業務を立ち上げる場合には既存の業務を廃止するなど業務が肥大化しないようにしつつ、一般会費について減額を検討すべき時期にきていると考える。そして、一般会費の減額については、新型コロナウイルスによる日本経済への影響により、本会会員の収入にも影響が出ることが予測されることから、速やかに検討を開始すべきと考える。

(2) 個別の課題について

ア 会館特別会計について

特別会計のうち、上記3で述べたように、会館特別会計、法律援助基金会計及び少年・刑事財政基金会計については、2019年度、特別会費の見直しが検討された。

このうち、会館特別会計については、一般会計から会館特別会計への繰入額を現在の800円から700円に減額されたが、これは、司法修習生の修習期間中に給与及び修習給付金を受けられなかった会員に対して20万円の給付金を支給するために20億円を一般会計から日弁連重要課題特別会計に繰り入れたことにより次期繰越収支差額が24億円となること、育児免除期間を延長したために毎年9,000万円前後の減収が見込まれるためとされている。

しかし、上記の支出については、いずれを実施しても日弁連の財務上問題がないとして臨時総会において議論され実施されたものであり、このことを理由に会館特別会計への繰入金を減額する理由とはならないはずである。そもそも会館特別会計は、会館の維持、管理及び改修に要する資金の確保、運用及び支出を目的とする特別会計であり、将来必ず必要となる支出に備えた極めて重要な積立金である。また、700円に減額することについてのシミュレーションについては30年目の改修については考慮されているが、それ以降の40年目改修については考慮されていない。現在の積立金について、40年目の改修、50年目改修及び新会館建設のどこまでを目標としているのか議論がなされておらず、700円に減額することは短期的には一般会計の支出を抑制することになるが、将来的には現在の若手会員の改修費用及び新会館建設費用の負担増となるおそれもあるのであり、安易に減額することは、会館特別会計の性質からして極めて危険であると言える。

また、日弁連においては、会館特別会計からコンピュータ・システムに関する費用及びホームページ関連費（以下「コンピュータ・システム等に関する費用」という。）が支出されているが、本来、将来の会館修繕等のための資金をコンピュータ・システム等のために支出することは妥当ではない。特に、今後、裁判のIT化、今回の新型コロナウイルス感染防止のためのリモート会議の利用の拡大などコンピュータ・システム等に関する費用は増加していく傾向にあると考えら

れることから、コンピュータ・システム等に関する費用については、一般会計又は新たな特別会計を設置して、会館特別会計とは切り離すべきである

イ 特別会計の見直しについて

特別会計については、2019年度に16あった特別会計のうち、難民認定法律援助基金会計、保険事務特別会計及び事務職員能力認定試験・研修事業特別会計が2020年4月1日に廃止となり、現在、特別会計は13となっている。特別会計の見直しを行った点は評価できるが、残りの特別会計についても、設立経緯や現在の運用状況から継続すべきかを検討していくべきである。特に、次期繰越収支差額が10億円を超えている日弁連ひまわり基金特別会計については、前述したとおり、抜本的な見直しを図るべきである。

また、2019年度決算から、会計上の理由により、会館特別会計及び日弁連ひまわり基金会計において、投資活動収入に「長期性預金取崩収入」と投資活動支出に「長期性預金預入支出」が新設され、会館特別会計では13億円、日弁連ひまわり基金会計では3億円が長期性預金預入支出として支出されている（保険事務特別会計においても1億円が長期性預金預入支出として支出されたが、同会計は廃止された。）。このうち、会館特別会計については30年目改修、40年目改修など、将来必ず必要となる支出に備えたものであるので、一部を長期性預金に振り替えることは理解できるが、日弁連ひまわり基金会計は、長期に亘って多額の資金を積み立てておく必要がない特別会計である。必要以上の次期繰越収支差額は、本来、何らかの形で一般会計に戻すか会員に還元すべきものであるところ、長期性預金支出として支出してしまうと、当該特別会計の収支計算書では実態が把握しづらくおそれがある。

ウ 日弁連における予算管理について

日弁連における予算の執行については、会計規則で定められており、予算執行に関する会計事務の責任者は事務総長とされ（会計規則第11条）、事務総長は、毎月末に各会計の収支計算書を経理委員会に提出しなければならないとされている（同規則第12条）。そして、経理委員会は、会計担当副会長及び会見担当常務理事4名計5名で組織され、予算原案の作成、決算書の作成、予算執行に関する特定事項（特別会計の設置、追加予算措置要望に対する決定、予備費取り崩しに関する審議、外国派遣・調査費用の支出の承認、外部に対する

1件200万円を超える支出当各種費用の支給の承認等)の審議並びに各会計別決算報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の作製等が主たる任務となっている。また、経理委員会の他に、日弁連の当面の財政上の問題、日弁連の財政確立のための財源の確保及び現行制度やその運営の合理的な改善を長期的視野にたって計画する等のための調査・研究の活動を行うことを目的に活動している財務委員会も存在する。

このうち、経理委員会は、基本的には毎月開催される理事会の1日目の昼食時間(約1時間)を使って開催されるだけであり、審議すべき項目数の割に時間が足りない状況にある。そのため、日弁連の財務上重要と考えられる議題について、継続的に議論をすることが困難であり、また、委員である理事が1年任期のため、長期的な観点での議論も困難となっている(2019年度の経理委員会では、外国派遣・調査が実施されたときは、HPや会報誌を通じて成果を会員に報告すべきであるという意見があったので是非実現していただきたい)。この点、財務委員会については、比較的人員の変化が少ないことから、長期的な議論が可能となっており、日弁連の財務における基本方針の検討など中長期的な課題については、積極的に財務委員会を活用すべきと考える。

監事は5名で、日弁連の財務を監査する役割であり(会則第60条)、監査は日弁連の収支決算の適正を図り、かつ、財政の効率的な運営を確保することを目的として、日弁連の財産の管理、収入及び支出に関する会計記録及び予算執行の状況を監査の対象としている(監事の監査に関する規則第2条及び第3条)。しかし、監事による監査のうち月次監査は四半期毎に実施する定期監査と定期監査以外の月に実施する随意監査の計8回であり、十分な監査体制とはなっていないのが現状である。この監査体制に関しては、2019年度、監事が予算原案編成会議への出席を拒否されるという事態が生じたことがあり、また、現在は改善されたようであるが、理事会の審議事項一覧を監事に交付しない取扱いとなっていたなど、十分な監査体制とは言えない部分が認められた。

そこで、日弁連の財務に関する監査をこれまで以上に充実したものにするため、監査体制の整備や監事の権限の見直しを積極的に行うべきである。具体的には、監事について業務監査ができるように関係規則を改正

すべきである。また、これに合わせて、監事が出席できる委員会、会議などを拡充し、あらゆる委員会、会議に基本的に出席できるとすべきである。

エ 2020年度予算について

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言の発令の影響を受け、2020年度の定期総会の開催が延期され、2020年9月4日ようやく開催され、2020年度予算が承認された。しかし、2019年度の定期総会においては2020年4月から6月分の暫定予算しか成立しておらず、同年7月及び8月は予算が成立していない中での支出をすることとなった。

この点について、2020年度執行部は、定期総会において一部の予算執行がなされていることを前提で事後承認とすること、その間の支出については細心の注意を払って執行部の責任において行うとのことであった。

2020年度予算については、同年6月18日開催の理事会において審議されてはいるものの、定期総会において2020年度予算が承認されれば、同年7月以降に予算なしに支出したことが事後承認されたとするのは問題である。どのような手続をとれば適正な支出とされ得るのかについて慎重に検討すべきであったと考える。

この点、同年9月4日開催の総会において、同年7月以降の支出について、何の追加資料もなかったこと、また、総会当日までに監事会による監査を経ることもなかったのは残念であった。

今後も同様な事態が生じる可能性があることから、暫定予算の組み方、総会の開催の方法などについて、早急に検討すべきである。参考までに、東弁、一弁及び二弁における暫定予算、予算外支出に関する会則、会計規則は以下のとおりである。

① 東弁

会則第11章 資産及び会計

(緊急支出)

第123条 会長は、緊急の場合、常議員会の議を経て、予算超過又は予算外の支出をすることができる。

2 前項の場合、支出の後初めて開かれた総会で、承認を受けなければならない。

会計規則第4章 収支予算

(暫定予算)

第21条 本会の役員選任手続と会計年度との整合性を図るため、本会の新年度予算のうち4月から6月までの分は前年度編成の暫定予算によるものとする。

2 暫定予算は、前条の予算案が定期総会で決議されると同時に失効する。

(緊急支出)

第27条 会長は、会則第123条により、常議員会の議を経て、予算超過又は予算外の支出をすることができる。

2 前項の場合、支出の後初めて開かれた総会で、承認を受けなければならない。

② 一弁

会則第15章 会計及び資産

第105条 会長は、定時総会において、予算の議定及び決算の承認を求めなければならない。但し、予算の議定に至るまでの間は、前年度予算を踏襲する。

会計規則第7章 予備費及び繰越金

第20条 前条の予備費の支出によってもなお支出に不足を生ずる場合、または新たな予算外の必要が生じた場合には、繰越金を使用することができる。

2 繰越金を使用するには、財務委員会の意見を付して常議員会の承認を受けなければならない。

3 繰越金を使用したときは、決算書類にその旨を記載しなければならない。

③ 二弁

会則第14章 会計資産及び会費

第105条 会長は、緊急を要する場合には、常議員会に対し諮問を付したうえ、予算超過又は予算外の支出をすることができる。

2 前項の場合においては、その後最初の総会において、その承認を求めなければならない。

会計規則第2章 予算

(暫定予算)

第16条 会長は暫定予算を要するときは、常議員会に、翌年度4月・5月分の暫定予算案を提出し、その議を経ることを要する。

2 暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは失効するものとし、暫定予算に基づく支出又はこれに基づく債務の負担があるときは、これを当該年度の予算に基づいてなしたものとみなす。

オ その他の課題

(イ) 日弁連のHPにおける財務諸表の掲載について

日弁連のHPにある会員専用ページ内の「日弁連情報」「予算・決算情報」に「2001（平成13）年度決算・2002（平成14）年度予算書」以降の収支計算書が掲載

されていることは前述したが、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は掲載されていない（厳密には、「日弁連情報」「総会・代議員会」の総会議案書には掲載されており、財務諸表を見ることは一応可能である。）。しかし、2019年度予算から一部の特別会計において長期性預金支出が新設されたことから、今後は、貸借対照表などで確認しないと当該特別会計については実態が把握できづらくなっており、収支計算書以外の計算書類についても掲載すべきと考える。

(イ) 日弁連における縦書き表記及びHPにおける会則等の掲載について

日弁連では未だに縦書きを基本としており、HPに掲載されている会則、会規、規則等も縦書きのPDFとなっていて非常に読みづらい。HPの会員専用ページからは会則、会規、規則及び設置要綱が閲覧でき、会員専用ページにログインしなくても会則、会規及び規則は閲覧することができる。しかし、会員専用ページには会則、会規、規則、細則及び設置要綱などすべてが掲載されている訳ではなく、細則は全く掲載されていない。

また、会則、会規、規則等を調べようとした場合、HPでは会規、規則毎にまとめられていることから、調べたい事項が会則、会規、規則等のいずれに記載されているか分かっていないと調べることができない。更に、トップページの検索ボタンからの「サイト内検索」では、検索対象の項目を絞った検索をすることはできるが、会員専用ページのサイト内検索では項目を絞ることができず、会則、会規、規則等とは関係ない事項まで検索結果として表示されてしまい目的の事項を容易に調べることはできない。

会員に会則、会規、規則、細則等をすべて公開し、また容易に検索できるようにすることは支出の根拠を確認する上で非常に重要なことであると考えられ、縦書き表記を含めて全面的な見直しを直ちに行うべきである。

(ウ) 収支計算書の表記について

収支計算書について、これまで一般会計など一つの表について複数ページに跨がる場合に、ページ毎に「〇〇年度予算」「〇〇年度決算」などの項目の記載がないためどれが決算でどれが予算かが分かりにくかったものが、2020年度には改められ、ページ毎に項目が記載されるようになった。

しかし、一般会計の事業費支出及び委員会費内訳には項目毎に番号がないため、総会において予算の説

明を受ける際に対象となる項目を見つけることが困難となっているので、早急に改善すべきである。

第3 公益財団法人日弁連法務研究財団

1 日弁連法務研究財団の歴史

1993（平成5）年 日弁連理事会内ワーキンググループ（その後設立実行委員会）設置。

1998（平成10）年4月 財団法人日弁連法務研究財団（以下「財団」という。）設立。弁護士に限定せず、広く法律実務に携わる者、研究者のために研究・研修・情報収集提供する目的。

2010（平成22）年10月1日、公益認定。

事業内容としては、法学検定試験などの試験事業をはじめ、「法曹の質」の研究や法科大学院の認証評価事業などがマスコミに注目されているが、これらに限らず、財団の目的に合致する事業を広く展開し、弁護士の研究・研鑽に寄与してきている。

2018（平成30）年 設立20周年。記念行事を実施。

2020（令和2）年 新型コロナウイルス蔓延により理事会等のWEB対応を実施。

2 財団の組織

財団では、個人会員・法人会員の会員制度を設け、弁護士に限らず、司法書士、税理士、公認会計士、弁理士などの実務家や研究者を会員に迎えている。

財団の運営は、理事会・評議員会によるが、業務に関する企画運営については、理事会及び各委員会がその実質を担っている。財団の活動を支援するために、日弁連内組織として、公益財団法人日弁連法務研究財団推進委員会が設置されている。また、北海道・東北・名古屋・大阪・中国・四国・九州の各地区会が設立され、地区の実情に合わせた活動も展開されている。

一般会員は1万円の入会金と年1万円の会費を負担する。2020（令和2）年3月末日現在の正会員（個人）数は4,209人（うち4,062人が弁護士）（前期比190人減）、22法人（同±0）である。2019（令和元）年度中の新規入会者数は101人（うち97人は弁護士）、退会者数は291人（うち285人は弁護士）であり、多くは会費未納による退会である。財団の単年度収支に会員数は大きな影響があり、各単位会は、財団の会員増強に力を貸

すべきである。

3 財団の活動

(1) 研究事業

財団は2019（令和元）年度までに152のテーマについて研究に取り組み、その成果物の多くを15冊の紀要（「法と実務」）、24冊の叢書（「JLF叢書」）にて、出版・公表している。研究活動は、原則として1テーマ50万円（追加50万円）の研究費を得られることもあり、多くの会員、研究者、行政庁からの申し入れがあり、充実した活動が展開されている。

研究内容としては、「社会の中の新たな弁護士・弁護士会の在り方」「（設立20周年のシンポジウムのテーマ。研究成果はJLF叢書で発行）、日弁連委託研究「自治体における条例案策定及び条例レビューにかかる法的支援に関する研究」（研究成果については日弁連と共催でセミナーを開催）、文部科学省委託研究「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」（報告は紀要に掲載）、「情状弁護の質的転換に関する研究―更生支援型弁護士の展開とその可能性」（研究成果については財団研修会として全国展開）、「自動運転の実現に向けた法的課題報告書」（報告書は紀要に掲載）など時宜を得た研究が継続・発表されている。

最近の研究中テーマも「民事執行手続の実効性向上に関する研究～債務名義実現のための新制度の提案～」 「日米大都市弁護士の社会構造に関する比較分析と我が国の大都市弁護士の将来的課題に関する検討」 「日本および世界における終身刑の実情とあり方」 「取調べ可視化時代における適正手続保障に関する総合研究：取調べ可視化事例の収集と学際的検討を通して」 「社会的資源を活用した更生支援型刑事弁護に関する総合的研究」 「司法手続における多言語対応の充実に向けた方策に関する研究～司法通訳の質の具体的確保策を中心に～」 「民事手続における情報伝達と秘密保護の総合的検討」 「民事訴訟手続中の感情表出パター

ンによる訴訟終了後の満足の予測」「ICT（通信情報技術）を利用した弁護士研修のあり方の研究」「刑事分野に注力する弁護士の業務実態に関する面接調査」など興味深いものばかりである。

なお、2016（平成28）年度から、故滝井繁男先生（元最高裁裁判官・弁護士）のご遺志により、相続人の方々から財団へ多額の寄付がされた。寄付の趣旨は、行政訴訟等の活性化に役立たせるというもので、財団は資金を積み立て、この趣旨に沿った研究テーマを募集している。2017（平成29）年7月10日、同基金により、滝井先生の追悼論文集「行政訴訟の活性化と国民重視の行政へ」が発刊されている。また、行政訴訟等を活性化するための活動の一環として「滝井繁男行政争訟奨励賞」を設置し、2019（令和元）年から行政争訟の活性化の実現のため、優れた研究や顕著なる功績を残した方又は団体を表彰することとなった。第1回は、阿部泰隆神戸大名名誉教授と全国難民弁護士会議（代表渡邊彰悟弁護士）が受賞。

（2）法科大学院適性試験事業

2003（平成15）年6月に、財団と公益社団法人商事法務研究会が適性試験委員会を発足し、同年に第1回統一適性試験が実施され、2011（平成23）年度には独立行政法科大学入試センターが事業から撤退し、財団、商事法務研究会及び法科大学院協会を中心とした新しい組織で一本化された。

その後、2018（平成30）年度からの任意化され、従前の形での継続困難となり、現在に至る。弁護士会には、法曹の質の維持向上のため、適正試験に代わる新たな施策を提案し今後とも、法曹に適した人材がロースクールに採用されるよう努める責務があるといえる。

（3）法学未修者共通到達度確認試験事業

文部科学省の委託研究である「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」（①）に紹介）の研究にも関連するが、2020（令和2）年から、日弁連の要請もあり、法科大学院協会と共同で法科大学院における法学未修者の共通到達度確認試験を実施している。

司法制度改革審議会意見書（2011〔平成13〕年6月12日）は、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備することが不可欠であるとし

て、制度の中核としての法科大学院を設けることとし、他の分野を学んだ者、社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、非法学部出身者、社会人等を一定割合以上入学させるべきとしてきた。

2004（平成16）年に始まった法科大学院は、同意見書を受けて、法学未修者を迎え入れてきた。しかしながら、2006（平成18）年に新司法試験制度がはじまって以来、司法制度改革の狙いや理想に反して、法学未修者の司法試験合格率が既修者に比べて伸び悩み、また、法学未修者の法科大学院入学激減の現状がある。

法学未修者共通到達度確認試験は、法学未修者の教育の質の保証の観点から各法科大学院が客観的かつ厳格に進級判定を行い、学生に対する学修・進路指導の充実を図る基礎とし、学生自身においても全国レベルでの比較の下で自己の学修到達度を自ら把握し、学修の進め方等を見直すことを可能とすることを目的として導入された。第1回は、2020（令和2）年1月12日に実施。受験者601人、憲法50、刑法50、民法75の175点満点で、全体の平均は113点余であった。法学未修者共通到達度試験は、司法制度改革が狙いとしていた多様なバックグラウンドを有する人材を受け入れ、非法学部出身者の法科大学院への入学と司法試験の合格率増を促すための方策の一つとして有効に機能するように、日弁連や各单位会においては、制度を理解し、支援すべきである。

（4）法科大学院の認証評価事業

財団は2004（平成16）年8月31日付で、法科大学院の認証評価機関として認証を受け、2006（平成18）年秋学期以降に本評価の事業を開始した。現在は13校の法科大学院と契約しており、順次、評価を行っている（法科大学院の認証評価事業の概要は、財団のホームページ<https://www.jlfor.jp/work/dai3sha/>参照）。

法曹人口増員問題の最重要課題が「法曹の質」の維持であり、法科大学院を中核とする法曹養成制度の未成熟さが法曹の質の低下を招来しているのではないかと指摘されている。その未成熟さの中味として、法科大学院の予備校化、卒業認定の甘さ、教授・講師など人的体制の不備などが指摘され、その一方で財団を含め3つの認証評価機関の評価基準や評価のあり方についても議論を呼んでいる。なお財団はこれまで延べ18校に対し、適格ではあるが再評価要請を付し、延べ9

校について法科大学院評価基準に適合していないとの評価をした。

認証評価事業は、適性試験制度とともに弁護士会の法曹養成制度への参加の証として財団が担うことになったのであり、財団の責任は重大である。そして、かかる事業の費用は、日弁連がその多くを寄付という形で負担している。

(5) 法学検定試験

法学検定試験は、財団と商事法務研究会が主催し、4級・3級試験を2000（平成12）年から、2級試験を2001（平成13）年から開始（1級は未実施）。

同試験は法学に関する学力水準を客観的に評価する唯一の全国試験であり、大学の単位認定、企業の入社・配属時等の参考資料など様々に利用されている。なお、法学検定は2012（平成24）年からリニューアルされ、4級がベーシック、3級がスタンダード、2級がアドバンスト、と名称を変更し、検定料が安くなり、試験科目、問題数も若干変更となった。受験者数は2019（令和元）年でベーシックが3,799人、スタンダードが1,735人、アドバンストが302人であり、合格率はベーシックが62.6%、スタンダードが55.3%、アドバンストが26.2%となっている（財団の法学検定試験事業の概要は財団のホームページ参照）。

(6) 民事判決のオープンデータ化検討事業

民事司法制度改革の課題の一つとして、民事裁判手続のIT化に伴って、民事判決情報の活用拡充（判決情報のデータベース化を含む）のニーズ・活用可能性が高まっていることを踏まえ、民事判決データの管理・活用を担う民間組織の立ち上げも視野に、民事判決データの管理及び利活用に当たり検討すべき課題・対応策について、幅広い観点から実務的協議を行うため、2020（令和2）年度から「民事判決のオープンデータ化検討プロジェクトチーム（PT）」を開催している。今後のオープンデータ化が事業化する場合もふまえ、弁護士会としてその意義を理解し、支援をすべきである。

(7) 情報収集提供事業

2001（平成13）年5月より、毎月1回、前月に裁判所ホームページを含む公刊物に掲載された重要判例、最新成立法令、新刊図書案内を中心とした「法務速報」を編集・発行しており、希望者にはメーリングリストを通じて配信している。法務速報掲載判例について、

会員専用ホームページ上で、キーワード・判決年月日等による「判例検索」が可能であり、利用は無料である。2020（令和2）年10月には、全面リニューアルを終え、スマートフォンでの利用にも対応した。

さらに、4ヶ月に1回、会誌「JLF NEWS」を発刊し、財団の活動の紹介、法律問題に関する情報などを掲載して、全会員に届けている。

財団ホームページの更新、デザイン変更等、各関係者からの要請も踏まえて、随時作業を行っている。今後も、ページの構成やコンテンツ・システム等の再構築を進めていく。なお、財団の情報告知手段として、Facebook公式ページと公式Twitterも開設している。

(8) 研修事業

財団の当初からの事業の柱の一つが研修事業である。近時は、各弁護士会や日弁連（ことに新人向けのeラーニング）の研修事業が充実しており、財団独自の研修事業のあり方が問われている。そこで、最近は特色ある研修内容の確立と、本部研修のみならず財団の各地区研修の充実を図ることを研修事業の方針としている。具体的には、①現職裁判官による訴訟手続に関する研修、②大立法時代に相応しい新法、改正法に関する研修、そして、③民事訴訟、弁護士業務のIT化、AI化に関する研修を、三本柱とする研修会を行っている。また、各地区会においても、本部研修委員と協力しながら、これらの研修を精力的に実施している。

なお、債権法改正研修を、研究事業の一環として、1,000万円の予算規模で、中間試案発表後2013（平成25）年5月から2014（平成26）年5月まで、弁連・単位会との共催で、全国8ブロックで計9回実施した。そして、2016（平成28）年度からは、債権法改正研修の成果を生かして、「債権法改正十番勝負」と題する全10回の連続研修会を2019（平成31）年3月までの間、全国各地で実施した。いずれも、債権法改正作業に深く関与した著名な民法研究者や実務家を講師として招聘し、基調講演やパネルディスカッションを行っている。この研修会においても、各弁護士会や日弁連が行う債権法改正研修会との差別化を図るために、改正法の解説そのものではなく、今後、改正法が実施された場合に生じるであろう新たな論点や問題点の発見、検討に主眼を置く改正を行っている。

さらに、債権法改正に引き続き、相続法が改正され、既に施行されている現状に鑑み、本部及び各地区にお

いて、相続法改正に関する研修会を実施した。これらの債権法及び相続法に関する研修会の実施にあたっては、数多くの法友会会員が企画、運営を担い、研修活動を支えてきた。

令和2年度は、新型コロナウイルス蔓延禍にあって、対面での研修が困難な中、ネットを利用して、緊急WEBシンポジウム「新型コロナ感染症対策におけるIT活用とプライバシー」、オンライン研修企画「所有者不明土地関係の改正はどこへ向かうか」、シンポジウム「電子契約の過去・現在・未来－書面・押印・対面の見直しのための技術と法」を実施した。いずれも、新型コロナウイルス感染防止を配慮して、WEBあるいは研修動画を事前ダウンロードしてのWEBなど工夫をこらした。

(9) 隣接業種向けの研修・弁護士法5条研修

2002（平成14）年度より、各種関連団体から、研修を実施する際の教材作成・教授方法の検討といった研修支援事業に関する依頼が寄せられた。

そこで、日本司法書士会連合会の依頼により、司法書士の簡裁代理権付与のための能力担保研修となる特別研修の教材作成を行っている。

日弁連の依頼による「弁護士法5条に基づく研修」における教材作成や、日本土地家屋調査士会連合会及び全国社会保険労務士会連合会の依頼によるADR代理権付与に当たっての能力担保のための特別研修用の教材作成（土地家屋調査士研修ではその考査問題作成も含む）も行っている。

弁護士会が広い意味での国民の裁判を受ける権利を拡充するための活動としては、単に弁護士活動のみを念頭におけば良い時代は過ぎ去りつつある。隣接士業の職域拡大に関する動向には批判的見地を堅持すべきは当然だが（第3部第2参照）、現行法令が認める各業種の権能の適正を担保するために弁護士会は、これら周辺業種の資格者の能力向上のための活動や非司法研修所出身者の弁護士登録における研修には積極的に関

与すべきである。

(10) 紀要・叢書の発行

2019（令和元）年11月までには、紀要15号と叢書24号（その他号数なしのものが3冊）が発刊された。なお、紀要は会員に1冊無償で配布される。

4 財団の課題

公益財団では、財務の透明性、健全性が強く求められ、必要以上の内部留保は公益性に沿うものではないから、公益目的財産として公益事業に計画的に支出することが義務付けられている。

財団は、創立当初以来の寄付（会費）と日弁連の支援により財政的に余裕があったが、この数年来、公益法人化における収支相償の厳格化や、会員数の伸び悩みも加わって、単年度収支では慢性的に赤字となり、その都度内部留保を取り崩してきており、いずれ財団の存立の基盤が揺らぐことが懸念される。

日弁連がシンクタンクとして財団を創設した原点に返って、財団の存在の意義を問い直すとともに、先の債権法改正研修（研究）に見られたように、意欲ある献身的な研究員を集め、各地の弁護士会の活動へ根を広げることにより、各地の意向を汲みとったうえで新たなニーズに応える、最先端の充実した企画を産み出し続けてきており、日弁連、そして、その基礎をなす各地の弁護士会の積極的支援が望まれる。

2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス蔓延のため、理事会等の開催も中止また再開後は、WEBと会館内でのハイブリッドで実施、研修も延期、WEBを利用した開催など、財団業務継続のための工夫がなされた。新型コロナウイルス蔓延の終息時期も不明な中、今後も感染防止に配慮しながらの活動が続くと思われる。その中で、WEBを使つての研修が進むなど、次代への財団の活動に繋がる試みがなされており、弁護士会は更なる協力をしていくべきである。

第4 関東弁護士会連合会の現状と課題

1 関東弁護士会連合会（関弁連）の現状

(1) 関弁連とは

関弁連とは、弁護士法44条（「同じ高等裁判所の管

轄区域内の弁護士会は、共同して特定の事項を行うため、規約を定め、日本弁護士連合会の承認を受けて、弁護士会連合会を設けることができる。」）に基づき、

東京高等裁判所管内の東京三会と十県会（神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県）の13の弁護士会をもって組織される弁護士会の連合会である。東京高等裁判所管轄区域内ということなので、関東という名称が付されているにもかかわらず、静岡県、山梨県、長野県、新潟県の各弁護士会も含まれることになる。関弁連に所属する弁護士の数は2万5,648人（2020年10月1日現在）であり、弁連としての所属弁護士数は日本最大である。

(2) 関弁連の組織

ア 理事会

関弁連の組織は、関弁連規約に基づき、理事によって組織される理事会において、理事のうち1名を互選によって理事長に選任する。また、24名の常務理事を選任し、さらに常務理事から1名を副理事長に選任する。2020（令和2）年度の理事長は伊藤茂昭（東京弁護士会所属）、副理事長は中野明安（第二東京弁護士会所属）である。また、常務理事には、関弁連管内の各弁護士会の会長13名及び東京3会の副会長、管内弁護士会所属の日弁連副会長2名、非兼務常務理事4名が選任されている。関弁連の基本的な運営は、常務理事のみによって構成される毎月定例の常務理事会（理事会が開催される月は開催されない）の他、理事全体が参加する理事会（年に3回程度）で議案を審議、決定し、関弁連としての意思決定を行う。

2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月当初よりWEB会議により実施した。また、常務理事の大半が単位会会長であることに伴い、女性常務理事の比率の向上が課題である。

イ 各種委員会・PT

委員会には、①総務委員会、②財務委員会、③地域司法充実推進委員会、④人権擁護委員会、⑤環境保全委員会、⑥外国人の人権救済委員会、⑦民事介入暴力対策委員会、⑧弁護士偏在問題対策委員会、⑨会報広報委員会、⑩研修委員会、⑪平成30年度シンポジウム委員会、⑫裁判官候補者推薦に関する委員会、⑬裁判官選考検討委員会、⑭法教育センター、⑮憲法問題に関する連絡協議会、⑯弁護士業務妨害対策委員会、⑰消費者問題対策委員会、⑱法曹倫理教育に関する委員会、⑲高齢者・障がい者委員会、⑳災害対策協議会プロジェクトチームという全20の委員会・PTがあり、

それぞれが精力的に活動している。各理事はこの委員会のいずれかに所属する。具体的な活動内容については紙面の都合もあるので、関弁連会報を参照いただきたい。

(3) 活動

ア 2020（令和2）年度の関弁連の重点課題と施策

伊藤理事長を中心に、新型コロナウイルス禍においても委員会等を中心として、日々活発に諸活動を行っている。重点課題と施策は、①立憲主義の尊重と行政権に対するその遵守を求める活動、②憲法改正問題、③司法の独立の堅持、④新型コロナウイルス対策—感染防止と被害者救済、⑤地域司法の拡充、⑥災害対応、⑦男女共同参画、⑧関弁連定期弁護士大会とシンポジウム、⑨地区別懇談会・法曹連絡協議会、⑩その他（継続した活動の展開）である。

イ 法曹連絡協議会と司法協議会

関弁連と東京高等裁判所管内の裁判所・検察庁との間で、司法の運営全般に関する実態把握と適正な改善を図るために、年1回の法曹連絡協議会（関弁連主催、2020年度は第54回）及び年3回の司法協議会（東京高等裁判所主催）が開催されている。2021（令和2）年1月には、第363回の司法協議会が開催予定。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため規模を縮小して実施した。

ウ 地区別懇談会

日弁連執行部と管内弁護士会会員との連絡調整を図るために、地区別懇談会が年2回開催されている（2020（令和2）年度は、茨城と甲府での開催）。他の弁連では弁連大会の際に意見交換会が行われているが、懇談会という形で行われているのは関弁連のみである。地区別懇談会は、日弁連執行部との直接対話の場として位置づけられている。この地区別懇談会が貴重なのは、日弁連理事会に参加出来ない一般会員が直接日弁連執行部との間で意見交換できることにある。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、WEB参加と現地参加のハイブリッドで実施予定。

エ 関弁連定期大会、シンポジウム、

毎年秋に開催される関弁連定期大会、シンポジウムは、関弁連最大の行事である。2020（令和2）年度は9月25日に横浜で開催された。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、WEB参加と現地参加のハイブリッドで実施した。

シンポジウムのテーマは、延期された東京オリンピックにちなみ「スポーツにおける公正性・公平性の実現のために～障害者スポーツ、不祥事対応を題材として～」である。

定期弁護士大会では、宣言案、決議案に関して事前にWEBアンケートを実施し、大会でこれを紹介したうえで、「スポーツにおける公正性・公平性の実現を目指す宣言」との大会宣言と、「改めて、日本国憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を創設することに反対する決議」、「公益通報制度における通報・相談体制の更なる充実を目指す決議」との大会決議を採択した。

オ 各種委員会活動

20ある委員会・PTは、先に列挙したとおりである。関弁連会報で報告されているように、各委員会・PTそれぞれが精力的に活動している。委員会・PTの役割を大きく括れば、各単位会レベルでは広域性の要請に応えにくく、かつ日弁連では地域的に広汎に過ぎたり機動性・迅速性を要したりする問題を中心に、連携や情報・スキルの共有を図っているといえる。特に若手弁護士による各種委員会への参加者が多く、活気を帯びている。

特に、関弁連内にも震災・水害などの被災地が複数あることから、災害対策委員会の活動は活発である。2020（令和2）年度は、豪雨災害に対する義援金の支出、新型コロナウイルス感染症を「災害」と捉え、災害支援統括本部を設置するとともに、精力的にWEB研修を開催した。10月までに実施された研修は以下のとおりである。

- ・ 5/27～29 緊急研修会「新型コロナウイルス相談のポイントと弁護士会の役割」
 - ・ 7/9 緊急水害研修会「水害支援に必要な知識と生活再建・住宅再建支援のポイント」
 - ・ 7/16 緊急水害研修会「水害被害の法律問題Q&A」
 - ・ 7/17 緊急研修会第2弾「法律家の視点から見るアメリカにおけるCovid-19対策の現況」
 - ・ 7/31 緊急水害研修会「水害被害の法律問題Q&A（農地編）」
 - ・ 9/17・18 緊急市民講座「コロナ禍で起こっている人権問題」
 - ・ 10/27 緊急市民講座「真備水害事例を基にした住宅再建」「リバースモーゲージの活用事例」
- 法友会としても、関弁連の意義や活動を積極的に研

究し、中堅、若手を問わず有意な人材の供給源たることを目指すべきである。

カ ブロックサミット

関弁連を含む全国の弁連の意見交換会が年3回行われている。2020（令和2）年度の第1回（6月）、第2回（11月）は、WEB会議で開催された。協議事項は、弁連と裁判所との協議会、裁判手続のIT化、弁連の非弁対応、男女共同参画についてなどであった。

キ 他の弁連との交流

関弁連の他に、北海道弁連、東北弁連、中部弁連、近畿弁連、中国地方弁連、四国弁連、九弁連の各弁連が有りそれぞれ大会が開催される。関弁連では、例年、理事長他1名の常務理事を派遣し、現地での情報収集と交流を図っている。2020（令和2）度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、関弁連、近畿弁連はWEB開催、四国弁連は管内弁護士会会員のみでテレビ会議開催、九州弁連は2月に延期、その他は中止となった。

ク 十県会訪問

関弁連では、正副理事長、常務理事及び地域司法充実推進委員会委員が就任間もない6月に管内の10県の各弁護士会を訪問している。その目的は、当該年度における重点課題を説明するとともに、各弁護士会から各会の実情・要望を把握し、コミュニケーションを密に図ることにある。この十県会訪問は、関弁連の常務理事会や理事会に出席していない単位会会員との有意義な意見交換の場として機能している。2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、WEB会議により実施した。

ケ 関東学生法律討論会

年に2回開催される関東学生法律討論会（慶應義塾大学、駒澤大学、専修大学、日本大学、明治大学、立教大学、早稲田大学、中央大学の8大学が連盟の加盟校）を関弁連は後援している。2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で第1回、第2回とも中止された。

2 関弁連の課題

(1) 財政問題

関弁連においても、財政の問題は重要課題である。関弁連の財政状況は、2011（平成23）年度以降、各委員会活動の活発化あるいは協賛金の増額による支出増

等により赤字決算が続き、かつては1億円を超えていた繰越金は減少し、2018（平成30）年度期初には、繰越金が8,000万円強となった。2018（平成30）年度では予算案策定段階から経費削減に関する地道な努力が続けられ、わずかであるが8年ぶりの黒字決算となり、2019（令和元）年度は800万円超の黒字決算となり、2020（令和2）年度も黒字予算を組んでいる。

かような現状のもと、活動の実情と会費額のバランスが適当かどうか等、会務のあり方や会活動全般の現状の総合的な点検、各委員会における実行予算書の作成などが求められている。現状の活発な活動を阻害することがないように創意工夫が求められている。

関弁連会費は、これまで各会の会員数から会費免除会員数を除いた人数によって定められている。しかし、近年、各会によって様々な会費免除が行われていることから、各会の均衡を図るため、日弁連会費の免除会員数を基礎とすべきではないかなどの改正議論が行われている。

(2) 管内弁護士会の関係

関弁連は、上記の通り弁護士法44条を根拠として東京三会と十県会からなる組織である。もともと、十県会は持ち回りで研修会を行うなど人的交流も活発で関係が深かったという歴史的経緯がある。そして現在は、十県会と東京三会は意思疎通の機会が多く、相互の協力体制ができてきている。

これは、関弁連が2014（平成26）年度に、関弁連理事長輪番制度の変更、東京三体会長の常務理事への就任などの機構改革を実現したことによって由来している。これにより、以後、管内全弁護士会の会長が常務理事として一堂に会し、関弁連の会務の審議、執行に関する管内弁護士会間の連携がより効果的になされることが可能になった。2016（平成28）年5月に関弁連理事長と13弁護士会会長が連名で「69回目の憲法記念日に寄せる談話」を発表したことなども機構改革の成果である。今後もさらなる団結を目指すことが望まれる。

(3) 日弁連と関弁連との連携強化

2010（平成22）年度より、日弁連理事に関弁連理事長が就任することとなり、より一層、日弁連と関弁連の連携が強化されている。また、関弁連から関弁連常務理事を日弁連副会長に推薦することによって、関弁連常務理事から日弁連の動向や考え方に関し、詳細な報告を受けることができ、この点でも日弁連との連携

強化が実現されている。

最大の会員数を擁する関弁連としては、日弁連との間で、今後とも、地区別懇談会や若手カンファレンスなどの各種行事を通じ、さらなる連携強化を模索していくべきである。

(4) 関弁連の理事長選出単位会の決め方

関弁連では、上記の通り、2014（平成26）年度より、東京三会と十県会から交互に理事長を選出することになっている。それまで何十年に一度しか理事長が選出されない弁護士会もあったが、東京三会と十県会から偏りなく理事長が選出されるようになり、関弁連の結束強化につながっている。2020（令和2）年度は、東京弁護士会から理事長が選任されている。

(5) 関弁連への参加と情報のフィードバック

関弁連の存在や活動についての東弁会員や法友会会員の認識・理解が高いとは決して言えない。そのため、常務理事・理事、関弁連各委員会の委員のみが活動しており、その活動内容や成果が東弁・法友会にフィードバックされているとはいいがたい。今後も、関弁連の存在意義・機能について関弁連サイドから十分な広報活動を行うとともに、理事や委員などの形で関わった会員からのより積極的な形でフィードバックがされることが必要である。「関弁連だより」や「関弁連会報」などの機関誌の充実、ホームページ、フェイスブックなどの関弁連自身による広報活動のみならず、現役のみならず関弁連理事OBも含め積極的な情報発信による掘り起こしが必要である。

これらをもとに、法友会から関弁連理事長・副理事長、常務理事、理事、各種委員の適任者を推薦するために、その候補者たりうる法友会会員の育成につとめる等のスパンの長い人員養成計画を行うべきである。また、東京三会からの関弁連定期大会、関弁連各種委員会などへの積極的な参加を促進し、恒常的に接点を設けておく必要があると考える。

関弁連およびその活動に対して、必ずしも関心が高いとは言えないが、その一因としては、「知る人ぞ知る」的な情報発信の貧弱さがあると思慮する。関弁連の各種委員会では、とりわけ十県会から熱心な会員が、若手を中心に参加して活発に活動している。東京三会の会員、特に法友会の会員も、積極的に委員会に参加していくべきである。法友会においては、責任と自覚を持った会員を委員として送りこみ、法友会の組織を

あげて関弁連の活動を積極的にバックアップしていくことが望まれる。

(6) 事務局体制

関弁連は、職員5名の体制で数多くの委員会を担当し、日常業務を支えている。限られた人数での運営となっており、副理事長は事務総長的な役割を担い、適

切な管理業務を行う必要がある。近年事務の効率化も進められ、残業時間の軽減も図られているが、より働きやすい環境作りに努める必要がある。

また、職員の研修も重要であり、日弁連、東京三会の協力も得て、充実した研修を行う必要がある。